

国分寺市まちづくり条例に基づく公園整備協力金に関する基準

(目的)

第1条 この基準は、国分寺市まちづくり条例の一部を改正する条例（令和3年条例第17号）による改正後の国分寺市まちづくり条例（平成16年条例第18号。以下「条例」という。）第70条（公共施設及び公益施設の整備基準等）第3項の規定により、公園等の整備に代えて、市長が適当と認め、公園整備協力金を支払うことができる基準について定めるものとする。

(公園整備協力金を認める条件)

第2条 市長は、次の各号のいずれにも該当するときは、公園等の整備に代えて、公園整備協力金の支払いを認めることができるものとする。

(1) 次のア又はイに掲げる公園の区分に応じ、当該ア又はイに定める範囲内に当該公園が存在すること。

ア 条例第70条第3項第1号に規定する市立公園又は同項第2号に規定する国分寺市立歴史公園 開発区域の境界線から水平距離でおおむね250メートル以内

イ 条例第70条第3項第3号に規定する都市公園 開発区域の境界線から水平距離でおおむね500メートル以内

(2) 条例第77条（公園等の基準）の規定により整備が必要となる公園面積が前号に該当する公園面積より小規模又は同規模であること。

(3) 開発区域内に都市計画施設（道路、公園又は緑地）がないこと。

(4) 開発区域の隣接地に公園又は緑地が接していないこと。

2 前項の規定に関わらず、その他、市長が特に認めるときは公園整備協力金の支払いを行うことができる。

附 則

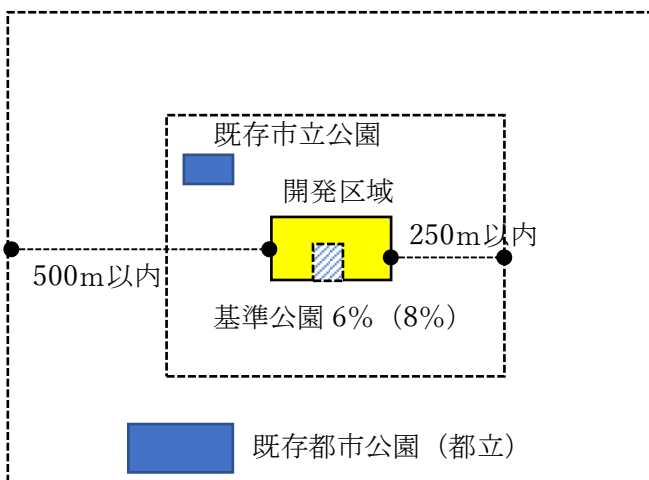
この基準は、令和3年9月1日から施行する。

<補足>

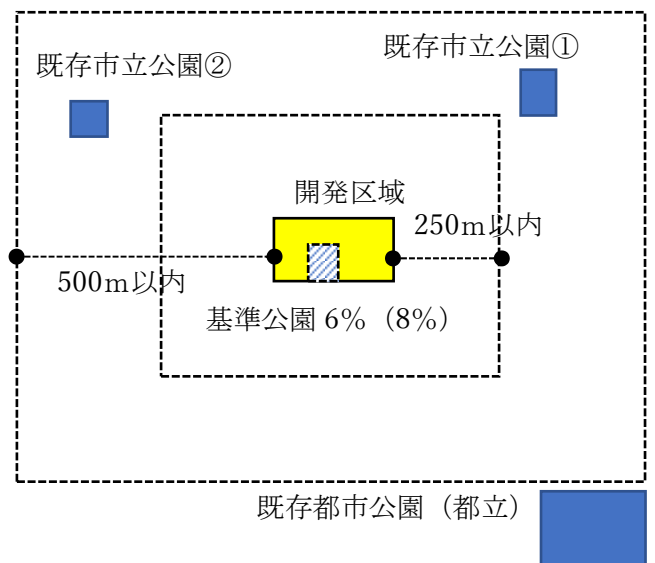
1. 開発区域の周辺にある公園は、以下の条件のいずれかに該当する公園を対象とする。※公園の敷地の一部が指定範囲に掛かっていればよいものとする。

(1) 開発区域の境界線から水平距離でおおむね 250m以内の範囲に市立公園又は歴史公園が整備されている。

(2) 開発区域の境界線から水平距離でおおむね 500m以内の範囲に都市公園（都立）が整備されている。

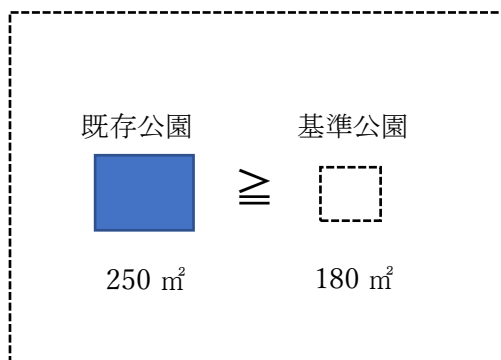


金銭代替を認められる条件に該当 (○)
 ※開発区域周辺（水平距離 250 又は 500m以内）
 に既存公園がある。

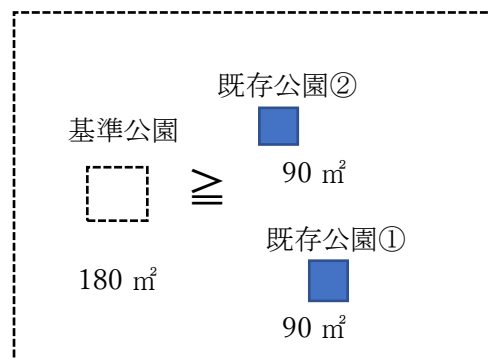


金銭代替を認められる条件に非該当 (×)
 ※開発区域周辺（水平距離 250 又は 500m以内）
 に既存公園がない。

2. 開発事業で新たに整備が必要となる公園が、上記1の(1)又は(2)に該当する周辺にある既存公園の面積より小規模又は同規模であること。



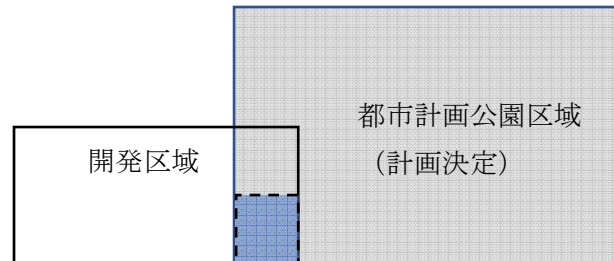
金銭代替を認められる (○)
 ※既存公園の面積が基準公園より
 同規模以上のため



金銭代替は認められない (×)
 ※既存公園の面積が基準公園より
 小規模なため。

3. 開発区域内に都市計画施設（道路，公園又は緑地）がないこと。

（開発区域に都市計画施設がある場合は，将来の都市計画施設用地として公園に整備すること。原則，公園の敷地形状や接道など維持管理に支障がないことを条件とする。）

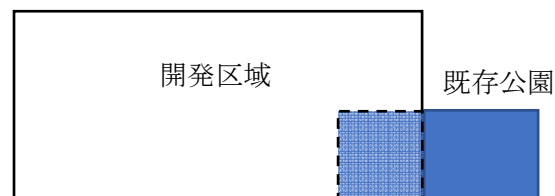


金銭代替は認められない（×）

※開発区域内に都市計画公園区域が存在するため都市計画区域内に公園の整備が必要となる。

4. 開発区域の隣地境界線に公園又は緑地が接していないこと。

（公園又は緑地に接している場合，緑の連続性を確保するため新たな公園を整備すること。）



金銭代替は認められない（×）

※開発区域の隣接部に公園があるため連続した形で新規公園を整備する必要がある。